飼養衛生管理基準 自己点検結果報告様式

※ 太枠内をご記入ください

滋賀県家畜保健衛生所あて

下記項目について農場の状況を自己点検し、その結果を報告します。

10月分

農場名			
点検日		点検者	

飼養衛生 管理基準 の項目	内容	〇:実施 ×:未実施 ー:該当しない
1	衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等 (区域専用の手袋の着用も可)	
2	衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置・使用 (上から衛生的な衣服を着用したり、ブーツカバーを 使用したりすることも可)	
3	衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
4	家きん舎に立ち入る者の手指消毒等 (家きん舎専用の手袋の着用も可)	
5	家きん舎ごとの専用の靴の設置・使用 (家きん舎が屋根や壁のある通路で連絡している場合 や十分に消毒された上を消毒された靴で移動する場合 は同じ家きん舎用の靴で可)	
6	野生動物の侵入防止のためのネット等の 設置・点検・修繕 (家きん舎、飼料保管庫、たい肥舎等に防鳥ネット (概ね網目の大きさが概ね2㎝以下)を設置し、破損個 所があれば修繕すること)	
7	ねずみ・害虫の駆除 (殺鼠剤及び殺虫剤の散布、粘着シート等を設置する こと。家きん舎の屋根や壁面に破損があれば修繕する こと)	

報告期限: <u>2025年10月6日(月)</u>

報告先 : メール ge37@pref.shiga.lg.jp

FAX 0748-37-4821

報告書記載例

農場名 琵琶湖農場 琵琶湖太郎 点検日 10月3日 点検者 O/× 項目 1. 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒 Ο. 2. 衛生管理区域専用の衣服・靴の設置と使用 \bigcirc 3. 衛生管理区域に立ち入る車両消毒等 ※ 衛生管理区域に車両が入らない場合は実施不要 4. 家きん舎に立ち入る者の手指消毒 ※ 衛生管理区域と鶏舎が一致している場合は①と合わ 0 せて1回の消毒で可。※専用の手袋の使用も可 5. 家きん舎ごとの靴の設置と使用 × 6. 野生動物の侵入防止のためのネット等設置、点 \bigcirc および修繕 7. ねずみ及び害虫の駆除 X

できている : O できていない: X 該当しない : -

【衛生管理区域(※)と鶏舎が一致している場合】

手指の消毒が1回でもできていたら ①、④、どちらもOにしてください。 衣服、靴も1回でも交換できていたら ③、⑤どちらもOにしてください。



【衛生管理区域(※)と鶏舎が一致していない場合】

手指の消毒は衛生管理区域、鶏舎に入る2回 行ってください。

衣服の交換は衛生管理区域に入るときに行ってください、靴の交換は衛生管理区域、鶏舎に入る2回行ってください。



※ 衛生管理区域とは

・家きんに直接触れた者が消毒や衣服および靴の 交換を行わずに行動する範囲 (家きん舎、たい肥舎、飼料倉庫など)